



平成 25 年 11 月 20 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 極 洋
代 表 社 名 代 表 取 締 役 社 長 多 田 久 樹
(コード番号 1301 東証第一部)
問 合 せ 先 企 画 部 長 木 山 修 一
(TEL. 03-5545-0703)

2018 年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債の発行に関するお知らせ

当社は、平成 25 年 11 月 20 日開催の当社取締役会において、2018 年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債（以下「本新株予約権付社債」といいます。）社債額面金額合計額 30 億円の発行を決議いたしましたので、その概要につき下記のとおりお知らせいたします。

【本新株予約権付社債発行の背景】

当社は、水産物を中心に取り扱う総合食品会社として、「人間尊重を経営の基本に、健康で心豊かな生活と食文化に貢献し社会とともに成長する」ことを企業理念に、安心・安全な食品を提供し、お取引先と消費者の皆さまの満足と信頼を得られるよう取り組んでおります。

近年の水産・食品業界を取り巻く環境は、円安や世界的な水産物の需要拡大、資源管理強化に伴う供給量の減少などにより原材料価格が上昇しているにもかかわらず、デフレ経済の長期化に伴う消費者の節約志向、低価格志向を背景とした販売競争が激化しており、経営環境は一層厳しさを増しております。しかし一方では、価格にとらわれず安心・安全・便利でおいしい食品を求める動きも見られるようになり、新たなビジネスチャンスの芽も十分あるものと考えられます。

このような状況のもと、当社は 2012 年 4 月よりグループ中期経営計画「パワーアップキョクヨー2015」をスタートさせ、「キョクヨーグループの優位性を強化、拡充し、安心・安全で競争力のある商品の提供により、グループ企業価値の最大化を実現する」ことを基本目標に据えて、これまでの「加工戦略」「グローバル戦略」を更に深化させると共に、新たに「シナジー戦略」を加え、目標達成に向けた取り組みを進めております。

具体的には、水産物の質の高い調達力を維持するとともに、国内外における生産拠点の整備・拡充を図り、高次加工による付加価値を高めた加工品の取扱いを強化してまいります。また、近年において、M&A によるグループ化や新規事業会社の立ち上げなどによりグループの事業規模が拡大した結果、これらのグループ会社間や異なるセグメント間の相乗効果が高まり、グループ総合力の向上につながります。

この中期経営計画の施策の一つとして、家庭用冷凍食品分野への進出を掲げております。現在当社の取り扱う冷凍食品は業務用がほとんどであります。取扱いのウイングを広げることにより事業の基盤を強固にしていこうとするものです。本年 6 月には市販商品ブランド「シーマルシェ」とその商品を発表し、市販商品の取扱い拡大に向けてスタートを切りました。来年春には家庭用冷凍食品の新製品の発表も予定しており、そのための生産拠点の整備を進めるため、本年 9 月に総額 45 億円の予定で宮城県塩釜市に新工場を建設することを決定しております。

上記の目標実現に向け、持続的な成長を目指し積極的な設備投資を行うと同時に、今後の経営環境の変化にも対応できる財務基盤の構築のため、以下の狙いのもと本新株予約権付社債の発行を決議いたしました。

なお、今回の資金調達、宮城県塩釜市に建設を予定している新工場に係る設備投資資金の確保を目的とするものですが、設備投資の支払時期が平成 26 年 5 月以降になる見込みであるため、資金効率の観点から、いったん短期借入金の返済に充当するものであります。

ご注意：本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については、国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目録見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集は行われません。

【本新株予約権付社債を発行するにあたっての当社の狙い】

本新株予約権付社債はゼロ・クーポンでの発行となるため、金利コストの最小化による金融収支の改善が期待でき、持続的な成長に向けた戦略的投資を低コストで支えることが可能となります。

また、時価を上回る転換価額を設定することで既存株主に配慮しつつ、当社が推進する基本戦略の実現等により、株価が転換価額を超えて上昇し本新株予約権付社債が株式へ転換された場合においては、一段の資本増強が実現できるものと期待しております。

【調達資金の使途】

本新株予約権付社債発行による手取金については、平成 26 年 3 月までに全額を短期借入金の返済に充当する予定であります。

記

- | | |
|--------------------------|--|
| 1. 社債の名称 | 株式会社極洋 2018 年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債（以下「本新株予約権付社債」といい、その社債部分を「本社債」、その新株予約権部分を「本新株予約権」という。） |
| 2. 本社債の払込金額 | 本社債の額面金額の 100.0% |
| 3. 本社債の払込期日（発行日） | 2013 年 12 月 10 日 |
| 4. 募集に関する事項 | |
| (1) 募集の方法 | SMBC Nikko Capital Markets Limited（以下「SMBC 日興」又は「幹事会社」という。）の総額買取引受によるスイス連邦を中心とする海外市場（但し、アメリカ合衆国を除く。）における募集。但し、買付けの申込みは条件決定日（下記 5. (1) (ハ) (i) に定義する。）の翌日午前 8 時（日本時間）までに行われる。 |
| (2) 本新株予約権付社債の募集価格（発行価格） | 本社債の額面金額の 102.5% |
| 5. 本新株予約権に関する事項 | |
| (1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び数 | |
| (イ) | 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とする。 |
| (ロ) | 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を新たに発行又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を移転（以下当社普通株式の発行又は移転を当社普通株式の「交付」という。）する数は、行使請求に係る本社債の元本金額の総額を下記(ハ)記載の転換価額で除した数とする。但し、本新株予約権の行使により生じる 1 株未満の端数は切り捨て、現金による精算は行わない。 |
| (ハ) | 転換価額 |
| (i) 当初の転換価額 | 転換価額は、当初、当社代表取締役又は代理人が当社取締役会の授権に基づき、投資家の需要状況及びその他の市場動向を勘案して決定する。但し、当初転換価額は、本新株予約権付社債に関して当社と幹事会社との間で締結される引受契約書の締結日（以下「条件決定日」という。）における当社普通株式の終値に 1.0 を乗じた額を下回ってはならない。一定の日における当社普通株式の「終値」とは、株式会社東京証券取引所におけるその日の当社普通株式の普通取引の終値をいう。 |
| (ii) 転換価額の調整 | 転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る払込金額で新たに当社普通株式を発行し又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合には、次の算式により調整される。なお、次の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式総数（但し、 |

ご注意：本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については、国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集は行われません。

当社の保有する自己株式数を除く。)をいう。

$$\text{調整後} = \text{調整前} \times \frac{\text{既発行} + \frac{\text{発行又は} \times \text{1株当たりの}}{\text{処分株式数}} \times \text{払込金額}}{\text{株式数} \times \text{時価}} \\ \text{転換価額} = \text{転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \text{新発行又は処分株式数}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行又は処分株式数}}$$

また、転換価額は、当社普通株式の分割（無償割当を含む。）又は併合、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の発行その他本新株予約権付社債の要項に定める一定の場合にも適宜調整される。但し、当社のストックオプションプランその他本新株予約権付社債の要項に定める一定の場合には調整は行われない。

- | | | |
|-----|--------------------------------|---|
| (2) | 本新株予約権の総数 | 600個 |
| (3) | 本新株予約権の割当日 | 2013年12月10日 |
| (4) | 各本新株予約権と引換えに払い込む金銭の額 | 本新株予約権と引き換えにする金銭の払込みは要しない。 |
| (5) | 各本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額 | 本新株予約権の行使に際しては、各本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、当該本社債の額面金額と同額とする。 |
| (6) | 本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする理由 | 本新株予約権は、本新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできず、かつ本新株予約権の行使に際して当該本新株予約権に係る本社債が出資され、本社債と本新株予約権が相互に密接に関連することを考慮し、また、本新株予約権の価値と、本社債の利率、払込金額その他の発行条件により当社が得られる経済的価値とを勘案して、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととした。 |
| (7) | 本新株予約権を行使することができる期間 | <p>2013年12月27日から2018年11月26日の銀行営業終了時（いずれもルクセンブルグ時間）までとする。但し、本社債が下記6(4)(ロ)(i)乃至(v)の規定に従い繰上償還される場合は、当該償還日の5営業日前の日における銀行営業終了時（ルクセンブルグ時間）まで、下記6(4)(ロ)(vi)の規定に従い本社債が償還される場合は、2013年12月9日の5営業日前の日における銀行営業終了時（ルクセンブルグ時間）まで、また、下記6(6)の規定に従い、当社が本社債につき期限の利益を喪失した場合は、期限の利益喪失時点までとする。上記いずれの場合も、2018年11月26日の銀行営業時間終了時（ルクセンブルグ時間）より後に本新株予約権を行使することはできない。また、当社の組織再編等（下記6(4)ロ(ii)に定義する。）を行うために必要であると当社が合理的に判断した場合には、当該組織再編等の効力発生日から14日以内のいずれかの日に先立つ30日以内の当社が指定する期間中は本新株予約権を行使することができないものとする。</p> <p>上記にかかわらず、本新株予約権は、本新株予約権の行使の効力が発生する東京における日（又は当該行使日が東京における営業日でない場合は東京における翌営業日）が、株主確定日（以下に定義する。）の東京における2営業日前の日（当該株主確定日が東京における営業日でない場合には、当該株主確定日の東京における3営業日前の日）（その日を含む。）から当該株主確定日（又は当該株主確定日が東京における営業日でない場合には、当該株主確定日の東京における翌営業日）（その日を含む。）までの期間に該当する場合には、行使することができない。</p> <p>「株主確定日」とは、社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。その後の改正を含む。）第151条第1項に関連して株主を確定するために定められた日をいう。</p> |

ご注意：本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については、国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集は行われません。

- | | |
|--|--|
| (8) その他の本新株予約権行使の条件 | 各本新株予約権の一部行使はできないものとする。 |
| (9) 本新株予約権の取得事由 | 本新株予約権の取得事由は定めない。 |
| (10) 本社債に付する本新株予約権の数 | 各本社債に付する本新株予約権の数は1個とする。 |
| (11) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 | 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条1項に従い算出される資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。 |
| (12) 本新株予約権の行使の効力 | Mizuho Trust & Banking (Luxembourg) S.A. に本新株予約権付社債券及びその他行使請求に必要な書類が預託された日の24時(ルクセンブルグ時間)の直前に本新株予約権の行使請求があったものとみなされ、したがって、本新株予約権の行使の効力は、かかる時刻(日本においては当該時刻に相当する翌暦日における時刻)に発生する。 |
| (13) 本新株予約権の行使請求受付場所 | Mizuho Trust & Banking (Luxembourg) S.A. の所定の営業所 |
| (14) 当社が組織再編等を行う場合の承継会社等による新株予約権の交付 | 本社債に基づく当社の義務が、組織再編等に基づき承継会社等に移転する場合、以下の条件に従って、承継会社等から本社債権者に対し、本新株予約権に代えて新たな新株予約権を付与することができる。かかる場合、当社は承継会社等が当該組織再編等の効力発生日において日本の上場会社であるよう最善の努力をするものとする。 |
- (イ) 新株予約権の数
当該組織再編等の効力発生日直前において残存する本社債権の保有者が保有する本新株予約権の数と同一の数とする。
- (ロ) 新株予約権行使の目的である株式の種類
承継会社等の普通株式とする。
- (ハ) 新株予約権行使の目的である株式の数
承継会社等の新株予約権の行使により発行又は交付される承継会社等の普通株式の数は、当該組織再編等の条件及び下記を勘案の上、本新株予約権付社債の要項を参照して決定する。
- (i) 合併行為(下記6(4)ロ(ii)に定義する。)又は持株会社化行為(下記6(4)ロ(ii)に定義する。)の場合、承継会社等の新株予約権の転換価額は、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使したとすれば取得されたであろう当社普通株式の数(当該株式数を以下「潜在的取得株式数」という。)に相当する数の本株式の保有者が当該組織再編等により受領する承継会社等の普通株式数(以下「交付可能株式数」という。)を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使した承継会社等の新株予約権の保有者が取得できるよう決定する。合併行為の効力発生に際し、承継会社等の普通株式以外の有価証券又はその他資産が、潜在的取得株式数の保有者に交付される場合には、当該潜在的取得株式数の保有者に交付される有価証券又は資産の公正市場価格を承継会社等の普通株式1株当たりの時価で除して算出される株式数も交付可能株式数に含まれるものとする。
- (ii) いずれの組織再編等の場合においても、承継会社等の新株予約権の転換価額は、本新株予約権付社債の所持人が当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使したとすれば取得したであろう当社の決定する同等の経済的利益を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使した承継会社等の本新株予約権の保有者が取得できるように決定する。

ご注意：本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については、国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目録見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集は行われません。

承継会社等の新株予約権の転換価額は、上記5(1)(ハ)(ii)と同様の調整に服する。

- (ニ) 新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額
承継会社等の新株予約権の行使に際し、本新株予約権付社債の所持人は、承継会社等に引き受けられた当該社債の元本金額相当額で本社債を現物出資し、当該本社債は承継会社等に取得されたものとみなされる。
- (ホ) 新株予約権を行使することができる期間
承継会社等の新株予約権は、組織再編等の効力発生日又は承継会社等の新株予約権が交付された日のいずれか遅い方の日（当日を含む。）から本新株予約権の行使期間の最終日まで（当日を含む。）の期間いつでも行使することができる。
- (ヘ) 新株予約権の行使のその他の条件
各新株予約権の一部行使はできないものとする。
- (ト) 新株予約権の行使により株式を発行した場合に増加する資本金及び資本準備金
承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条1項に従い算出される資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
- (チ) 組織再編等が生じた場合
承継会社等に組織再編等が生じた場合にも、本新株予約権付社債と同様の取扱いを行う。
- (リ) その他
承継会社等の新株予約権の行使により承継会社等の普通株式につき生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による清算は行わないものとする。承継会社等の新株予約権は承継された本社債と分離して譲渡できない。

「承継会社等」とは、組織再編等における相手方であって、本新株予約権付社債及び／又は本新株予約権に係る当社の義務を引き受ける会社をいう。

6. 本社債に関する事項

- (1) 本社債の発行総額 30億円
- (2) 各本社債の額面金額 5,000,000円
- (3) 本社債の利率 本社債には利息を付さない。
- (4) 償還の方法及び期限
 - (イ) 満期償還
2018年12月10日に本社債の額面金額の100%で償還する。
 - (ロ) 繰上償還
 - (i) 税制変更による繰上償還
当社は、本社債に関する支払に関し下記(10)(イ)により追加金の支払義務が発生したこと又は発生することを Mizuho Trust & Banking (Luxembourg) S. A. に了解させた場合は、本新株予約権付社債の所持人に対して30日以上60日以内の事前の通知をした上、残存する本社債の全部（一部は不可）を2013年12月11日以降、本社債の額面金額の100%で償還することができる。
 - (ii) 組織再編等による繰上償還
下記の場合には、当社は、本新株予約権付社債の所持人に対して30日以上事前の通知を行った上で、当該通知において指定された日において、残存する本社債の全部（一部は不可）を、以下に述べる償還金額に下記(10)(イ)に基づく追加金（もしあれば）を付して繰上償還する。但し、かかる償還は、関連する組織再編等についての当社の株主総会（又は、株主総会における決議が必要でない場合には、当社の取締役会）による承認に服する。
①承継会社による本新株予約権付社債の所持人に対する本新株予約権に 代

ご注意：本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については、国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目録見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集は行われません。

わる新規の新株予約権の付与を伴わない合併行為（以下に定義する。）の提案が行われる場合

- ②本社債に基づく当社の義務の承継会社への移転又は承継を伴わない持株会社化行為（以下に定義する。）の提案が承継会社により行われる場合
- ③承継会社による本社債権者に対する本新株予約権に代わる新規の新株予約権の付与を伴わない組織再編等（以下に定義する。）の提案が承継会社により行われる場合
- ④当社が、承継会社の普通株式が、関連する組織再編等の効力発生日において上場が達成されていること又は上場が維持されていることを当社がその時点で想定していない旨の当社代表取締役の署名した証明書を当該組織再編等の発生日又はその前に SMBC 日興に対して交付した場合

上記償還に適用される償還金額は、上記 5(1)(ハ)記載の転換価額の決定時点における金利、当社普通株式の株価、ボラティリティ及びその他の市場動向等を勘案した当該償還時点における本新株予約権付社債の価値を反映する金額となるように、償還日及び本新株予約権付社債のパーティに応じて、一定の方式に従って算出されるものとする。かかる方式に従って算出される償還金額の最低額は本社債額面金額の 100%とし、最高額は本社債の額面金額の 170%とする。

「組織再編等」とは、合併行為、会社分割行為、持株会社化行為及びその他の組織再編行為をいう。

「合併行為」とは、当社が他の法人と新設合併し、又はこれに吸収合併される（当社が存続会社となる新設合併又は吸収合併を除く。）旨の合併計画が当社の株主総会（又は、株主総会における決議が必要でない場合には、当社の取締役会）で承認された場合をいう。

「会社分割行為」とは当社による新設分割若しくは吸収分割（本社債に基づく当社の義務を当該分割の相手方に承継させる場合に限る。）に関する新設分割計画若しくは吸収分割契約が当社の株主総会（又は、株主総会における決議が必要でない場合には、当社の取締役会）で承認された場合をいう。

「持株会社化行為」とは、当社が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる旨の決議が当社の株主総会（又は、株主総会における決議が必要でない場合には、当社の取締役会）で承認された場合をいう。

(iii) 上場廃止による繰上償還

①金融商品取引法に従って当社以外の者（以下「公開買付者」という。）により、当社普通株式の公開買付けが行われ、②当社が、金融商品取引法に基づいて、当該公開買付けに賛同する意見を表明し、③当社又は公開買付者が、当該公開買付けによる当社の普通株式の取得の結果、当社普通株式の上場が廃止される可能性があることを公開買付届出書等で公表又は容認し（但し、当社又は公開買付者が、当該株式取得後も当社が日本の上場会社であり続けるよう最善の努力をする旨を公表した場合を除く。）、かつ、④公開買付者が当該公開買付けにより当社普通株式を取得した場合には、当社は、当該公開買付けによる当社普通株式の決済開始日から 14 日以内に本新株予約権付社債の所持人に対して通知した上で、当該通知において指定した償還日（かかる償還日は、当該通知の日から東京における 14 営業日目以降 30 営業日目までのいずれかの日とする。）に、残存する本社債の全部（一部は不可）を、上記(ii)記載の償還の場合に準ずる方式によって算出される償還金額（その最低額は本社債額面金額の 100%とし、最高額は本社債の額面金額の 170%とする。）に下記 (10) (イ)に基づく追加金（もしあれば）を付して繰上償還するものとする。

上記にかかわらず、当社又は公開買付者が、当該公開買付けによる当社普通株式の取得日の後に組織再編等を行う意向を公開買付届出書等で公表した場合には、当社の償還義務に関する本 (iii)の規定は適用されない。但し、かかる組織再編等が当該決済開始日から 60 日以内に生じなかった場合、当社は、当該 60 日間の最終日から 14 日以内に本新株予約権付社債の所持人に対して通知した上で、当該通知において指定した償還日（かかる償還日は、当該通

ご注意：本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については、国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集は行われません。

知の日から、残存する本社債の前文（一部は不可）を、上記償還金額に下記（10）（イ）に基づく追加金（もしあれば）を付して繰上償還するものとする。

(iv) クリーンアップコール条項による繰上償還
ある時点で残存する本社債の額面金額が当初発行された本社債の額面金額の10%未満となった場合には、当社は、2013年12月11日以降2018年12月9日までいつでも、本新株予約権付社債の所持人に対して30日以上60日以内の事前の通知を行うことにより、残存する本社債の全部（一部は不可）を本社債の額面金額の100%で繰上償還することができる。

(v) スクイーズアウトによる繰上償還
当社普通株式を全部取得条項付種類株式にする定款の変更の後、当社普通株式の全てを対価をもって取得する旨の当社の株主総会の決議がなされた場合（以下「スクイーズアウト事由」という。）、当社は、本新株予約権付社債の所持人に対して、実務上可能な限り速やかに、但し、当該スクイーズアウト事由の発生日から14日以内に通知した上で、当該通知において指定した償還日（かかる償還日は、当該スクイーズアウト事由に係る当社普通株式の取得の効力発生日より前で、当該通知の日から東京における14営業日目以降30営業日目までのいずれかの日とする。）に、残存する本社債の全部（一部は不可）を、上記(ii)記載の償還の場合に準ずる方式によって算出される償還金額（その最低額は本社債の額面金額の100%とし、最高額は本社債の額面金額の170%とする。）で繰上償還するものとする

(vi) 新株予約権付社債の所持人の選択による繰上償還
本新株予約権付社債の所持人は、その所持する本新株予約権付社債を、2016年12月9日に、その額面金額の100%で繰上償還することを当社に対し請求する権利を有する。この請求権を行使するために、本新株予約権付社債の所持人は、2016年11月9日以降2016年11月24日以前に、償還通知書とともに当該本新株予約権付社債をMizuho Trust & Banking (Luxembourg) S.A. に預託することを要する。

- | | | |
|------|-------------------|---|
| (5) | 買 入 消 却 | 当社ないし当社の子会社は、スイス中央銀行の規制並びにその他適用法令及び規則に従い、幹事会社を介して、任意の価額で随時本新株予約権付社債を買入れ、買入れた本新株予約権付社債を、消却のため、Mizuho Trust & Banking (Luxembourg) S.A. に引き渡すことができる。かかる場合、Mizuho Trust & Banking (Luxembourg) S.A. は、直ちにこれを消却するものとする。 |
| (6) | 債務不履行等による期限の利益の喪失 | 本社債に関する支払義務の不履行その他本新株予約権付社債の要項に定める一定事由が発生し、Mizuho Trust & Banking (Luxembourg) S.A. が残存する本社債の期限の利益喪失を当社に通知した場合、当該通知受領より15日以内に当該事由を治癒し、又はその他本新株予約権付社債の要項に定める一定の措置を取らない限り、当社は残存する本社債の全部を本社債の額面金額の100%で償還しなければならない。 |
| (7) | 券 面 の 様 式 | 本新株予約権付社債の券面は、額面金額5,000,000円の各本社債と各本新株予約権1個を表章する無記名式の新株予約権付社債券（以下「本新株予約権付社債券」という。）とする。本新株予約権付社債の所持人は、本新株予約権付社債券について、記名式とすることを請求することはできないものとする。 |
| (8) | 本社債の償還金支払場所 | Mizuho Trust & Banking (Luxembourg) S.A. の所定の営業所 |
| (9) | 本社債の担保又は保証 | 本社債には担保又は保証を付さない。 |
| (10) | 特 約
(イ) | 追加金の支払
本社債の元本及びプレミアム（もしあれば）の一切の支払いは、日本国又は日本の税務当局により又はこれに代わり現在又は将来課される一切の公租公課の源泉徴収又は控除がなされることなく行われる。但し、かかる公租公課の源泉徴収又は控除が法令により義務付けられる場合には、本新株予約権付社債の要項に定める一定の場合を除き、当社は、本新株予約権付社債の所持人に対し、 |

ご注意：本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については、国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目録見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集は行われません。

当該源泉徴収又は控除後の支払額が当該源泉徴収又は控除がなければ支払われたであろう額と等しくなるように追加金を支払う。

(ロ) 担保設定制限

本新株予約権付社債が残存している限り、当社は、現在若しくは将来の外債（以下に定義する。）又はその保有者のための外債に対する保証、補償その他類似の債務につき、当社の現在又は将来の資産又は収入に、質権、抵当権又はその他の担保を設定しない。但し、かかる担保の利益が同時に本新株予約権付社債に対しても同一の割合で及ぶ場合、かかる担保と比べ本新株予約権付社債の所持人に不利ではないと Mizuho Trust & Banking (Luxembourg) S.A. がみなす担保若しくは保証が供与されている場合、又は本新株予約権付社債の社債権者集会の特別決議により承認されている場合は、この限りではない。

本項において「外債」とは、当社又は第三者が発行する bond、ノート又はデイベンチャー（日本法上の社債に該当するものであり、償還期限が発行日から1年を超えるもの）により表章される債務で、(i) 日本円以外の通貨で表示され、又は(ii) 日本円で表示され、かつその元本総額の過半が当社若しくは上記第三者により又はそれらの者の同意を得て日本国外で当初募集若しくは販売されるものをいう。なお、上記(i)及び(ii)のいずれの場合においても、日本国外の証券取引所、店頭市場又はその他類似の証券市場において、当面、登録され、上場され、通常取扱われ、若しくは取引されているもの、又はそれが意図されているものをいう。

(11) 上 場 該当事項なし。

(12) 安 定 操 作 取 引 該当事項なし。

(13) その他、本新株予約権付社債の発行に関する事項は、当社の代表取締役及び代理人が決定する他、本新株予約権付社債に関する社債買取、支払代理及び新株予約権行使代理契約書に定めるところによる。

ご注意：本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については、国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集は行われません。

(ご参考)

1. 調達資金の使途

(1) 今回調達資金の使途

本新株予約権付社債発行による手取金については、平成 26 年 3 月までに全額を短期借入金の返済に充当する予定であります。

(2) 前回調達資金の使途の変更

該当事項はありません。

(3) 業績に与える影響

本新株予約権付社債に利息は付されておらず、本新株予約権付社債の発行により金利負担軽減の効果があると考えておりますが、当該効果が当社グループの業績に与える影響は軽微です。また、本新株予約権の行使が行われる場合には当社グループの財務体質が強化されるものと考えております。

2. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

当社は、株主に対する適切な利益還元を経営の重要な課題のひとつと位置づけており、企業体質の強化及び将来の事業展開に備えるための内部留保の充実と、利益還元のための安定配当の継続を基本方針としております。また、剰余金の配当は期末配当の年 1 回を基本的な方針としています。

(2) 配当決定に当たっての考え方

配当決定に際しては、上記基本方針に基づき、業績や経営環境等を総合的に勘案して決定しております。

(3) 内部留保資金の使途

内部留保資金につきましては、有利子負債の削減に充当する一方、国内外の生産及び販売拠点の強化、市場ニーズに応える商品開発、人材育成のための教育投資、情報システムの強化、物流の合理化などに有効に活用する方針です。

(4) 過去 3 決算期間の配当状況等

	平成 23 年 3 月期	平成 24 年 3 月期	平成 25 年 3 月期
1 株当たり連結当期純利益	0.55 円	4.03 円	12.08 円
1 株当たり年間配当金 (うち 1 株当たり中間配当金)	5.00 円 (-円)	5.00 円 (-円)	5.00 円 (-円)
実績連結配当性向	909.1%	124.1%	41.4%
自己資本連結当期純利益率	0.3%	2.5%	7.2%
連結純資産配当率	3.0%	3.1%	3.0%

- (注) 1. 1 株当たり連結当期純利益は、期中平均株式数に基づいて計算しています。
2. 実績連結配当性向は、1 株当たり年間配当金を 1 株当たり連結当期純利益で除した数値です。
3. 自己資本連結当期純利益率は、連結当期純利益を自己資本（少数株主持分控除後の連結純資産合計で期首と期末の平均）で除した数値です。
4. 連結純資産配当率は、1 株当たり年間配当金を 1 株当たり連結純資産（期首と期末の平均）で除した数値です。

ご注意：本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については、国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集は行われません。

3. その他

(1) 潜在的株式による希薄化情報等

転換価額が未定なため、算出しておりません。転換価額の確定後、お知らせいたします。

(2) 過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況等

①エクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

②過去3決算期間及び直前の株価推移

	平成23年3月期	平成24年3月期	平成25年3月期	平成26年3月期
始 値	199	175	198	207
高 値	199	210	239	341
安 値	153	159	170	196
終 値	176	198	211	274
株価収益率	320.0倍	49.1倍	17.5倍	-

- (注) 1. 株価は株式会社東京証券取引所市場第一部におけるものであります。
2. 株価収益率は、決算期末の株価(終値)を当該決算期末の1株当たり当期純利益(連結)で除した数値であります。また、平成26年3月期については未確定のため記載しておりません。
3. 平成26年3月期の株価については、平成25年11月19日現在で表示しています。

(3) ロックアップについて

当社は、当該募集に関する本新株予約権付社債に関する社債買取、支払代理及び新株予約権行使代理契約書の締結日から払込期日後180日間を経過するまでの期間中、SMBC日興の事前の書面による同意なく、当社普通株式の発行、当社普通株式に転換又は交換可能な有価証券の発行又は当社普通株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行等、又は株式等の全部又は一部を直接又は間接に移転するデリバティブ取引等の締結(ただし、単元未満株式の保有者を単元株式の保有者とするを目的とする当社による株式の売渡し及び移転、新株予約権の行使の際の本社債又は株式の発行及び売却、当社及び当社子会社の取締役及び従業員向けのストックオプションの付与、株式分割、当社の買収防衛策に関する当社普通株式又は新株予約権の発行又は処分、その他適用法上の要請による場合等を除く。)を行わない旨を合意しております。

以 上

ご注意：本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については、国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集は行われません。